

出雲問答

19

149

013824-000-7

19-149

出雲問答(刪修)

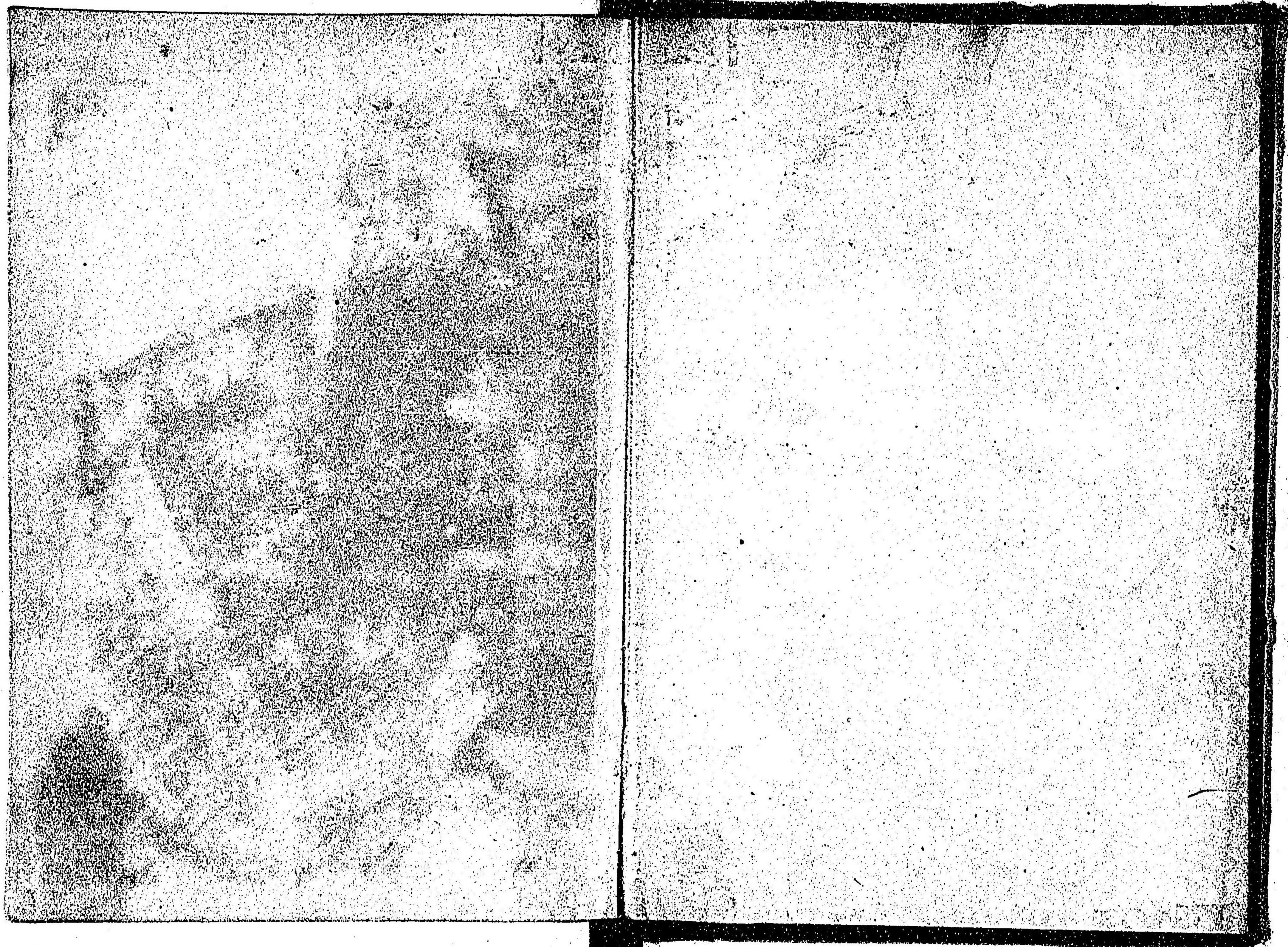
佐々木 幸治 / 編

吉川 賢太郎 / 編

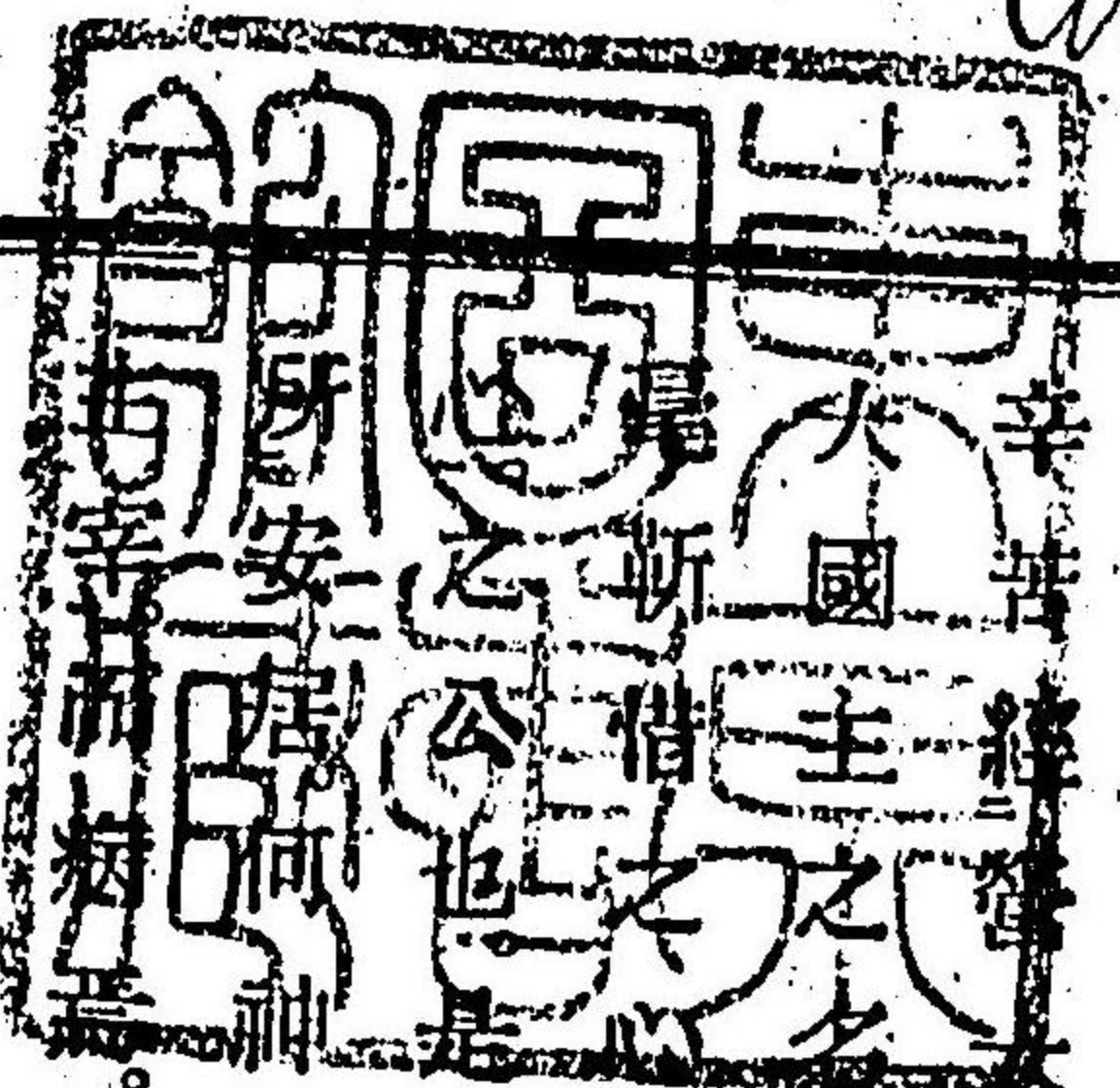
M21

ABB-0033





19-147 No. 9371



地球又為億兆創鑿藥禁厭之法儼然正
 而及有天神之命也。讓此國於皇孫無一
 身則為幽界大主宰。何其愛民之深。而秉
 我大神之所以為大神也。抑生也此身之
 之所經營死也。靈魂之所歸往。何神之所
 則服藥。或行禁厭之法。以癒其病者。亦果
 何神之所創始歟。吁。生前死後。蒙大神之鴻恩。如此。而
 茫焉不復知其所由而可哉。是此書之所以不可已也
 歟。



明治十二年八月

從五位千家尊紀

出雲問答

佐々木幸見
吉川賢太郎 筆錄

問出雲大社といふは古來よりの社號なりや又外にも稱號ありや

答新古と以ていへば宮號は古く社號は後なり其宮號は天日隅宮天日栖宮出雲大神宮殿神宮杵築宮等にて社號は杵築大社出雲大社ともいふ

問祭神は大國主神と承はるが相違なきにや

答いかにも祭神は大國主大神にて此大神は天下を經營し又幽冥の主宰とす故に徳功徳廣大にて御名も數多ある事あり

問數多の御名とは如何に一々數へたまへ

答古事記には五の御名傳はり神代記には七の御名見ゆ猶古語拾遺出雲國造神賀詞大倭神社注進狀其他の書にも數多の御名の傳はれるなりさて其御名は大國主大神といふを始大日貴神顯國魂神大國魂神大物主神大物主奇觀魂

神八千矛神大地主神葦原色許男神三種津彦神伊和天神廣矛魂神兵主神など
稱へ奉れりまた所造天下大神とも國作之大神とも幽冥事知看大神とも稱へ
まをすなり

問 御名の謂と御神徳とを概略にても承りたじ

答 御名は御神徳に因て負はせるものにて御名の謂といふには必御神徳をい
はねをならぬ事あり何となれば御名に然負はすべき實ありて負はせるよて
人の名に實なくて譽稱へたるとは異なるものなれば神の御名は唯其御神徳
と譽めていふと思ふは誤なり尋問の事は次々に答ふべければ前述の事を先
心得おきて聞くべし

問 大國主神とは如何

答 大國主とは大國の主神といふ義にて大國とは廣く全地球を指ていへとも
國は人民の住所をいふとは異にて土地のみにして人民の未だ
住居せざれば國とはいはざるあり故に大國主大神は天下を経營し人生要需

の事物を蕃殖して人民をして其業に安むし其所を得さしめ給ひて治め給ふ
御職掌の名なれば天下の主といふ意なり此御名は須佐之男尊の故大國主神
となり又顯國魂神となれと仰せられし御神命に違はず天下を経營して大功
を立給へる故に御名には負はせるにて天神の勅にも少彦名命と兄弟となり
て此國を造り堅むべしと仰せられたれば天下を経營して其主神となり給ふ
ハ天神と須佐之男尊との御言にて定まれるなり従前一國の領主を國主と申
むたるも一國を所有して支配する上よりいふよて大神は廣く全地球の惣支
配を遊ばしたるによりて大國主大神といふ事を知るべし

問 大己貴神とは如何

答 大己貴の大は大國主の大と同じく廣く大なるをいふ名にて唯御徳を譽め
ていふにはあらず已貴は名持とも書き又奈牟遲ともありて名は此地をさし
ていふ稱にて持は其地は所持する由の意なり地を名といふは産土神のウツ
スサといふナも土地の義にて従前庄屋を名生といひしも其土地を支配する

より起れるなり大名小名といふも土地を所持する大小によりていふ名なり
 地震をナサといふナも地の事なり非は靈の義あり然れば大已貴とは天下を
 經營し田圃を開墾し農事を興し其土地を所有し給へる御徳を稱へ奉れるに
 て唯御功業の廣大にて御名の廣く聞わたるを名譽としていふにはあらざる
 を知るべしされば古人の天照大御神を大日靈貴といひ大神を大已貴といふ
 なり之を天地の二貴と稱えたるは實に然る事なり
 問八千矛神とは如何
 答武威の勝れ給へるより負はせる御名にて八千矛とは多くの矛と持給へる
 義なり其譯は天下を經營し給ふ時に廣矛を杖として邪神を撥ひ平らげまし
 りに因て八千矛神といふ由大倭神社注進狀にみへ又天神の勅に應じて皇御
 孫尊に國土を譲り給ひ去時に平國の時杖とし給へる廣矛を授けよして吾は
 此矛を以て治功あれば皇御孫尊にも此矛をもちて國を治め給はむ必平安あ
 らむと仰せられし事を廣矛魂神また兵主神といふ御名は是に因て自せ

るなるべしさて武威の勝れ給ひしは大神の御言に此國の本より甚く荒びて
 磐根草木まで威強暴たりしを吾已に摧伏せて順はぬものなれどあるにて全
 地球の隅々まで御威勢の及べる事知られ其上に國讓の時天神の御使に
 對給ひし御言に吾もし防ぎあへ國內の諸神は悉く我と共に防ぐべきを今吾
 天神の勅に應じて天下を奉る上は誰う又順はざる者あらむと仰せられしが
 果して國神の違ふ者なかりしは總て國神の職靜は大神の御心次第なりし事
 と辨ふべし

問顯國魂神とは如何

答此御名は大國主神といふと同じく須佐之男尊の御敎命の如く御功業を立
 給ひて然る神となり給へる故に御名として稱へまをすなり其は大國主とは
 天下を經營して主たる神となり給ふ義よて顯國魂とは顯國は則地球の事に
 て其地球の御靈神となりて天下に恩顧を蒙らしめ給ふ神といふ意なれば大
 國の主とす時又の御名にはあらて幽冥に入り給へる後の御名なり然れば

天下の主神として世をも人も治め撫給ふ事は放れませれども幽冥の主宰として天下を守護給へるは吾は百足らず八十限手に隠りて待ひまじと詔給ひ又幽冥を治めじと仰せられたるにて明らかあり是顯國魂神といふ事のよしなり

問大物主神は如何

答大物主の大は廣くいふ名物は萬に亘りていふ名にて物主とは神を始人の靈魂其他靈ある物の幽冥に屬たる限ハ悉く掌り給ふ由の義にて此地にあらゆる物質の主宰にます意あり即神名帳に播磨國宍粟郡大倭物代主神社ともあり又物主といふに武威の勝れさせ給ひて國神を統率給へるは由あるは武人をモノ、ハ、フといふに常にて武士の長立たる人を物頭といひ弓鎗の類を物具といふ事あり饒速日命の裔を物部といふも衆多の軍人を率ゐて仕奉れるに由る事なれば日本紀纂疏に八十萬神皆統屬於大物主之神也といへるが如く八十萬神の首渠となり給へるにて物主は神之大人といふが如き諸此御名は天神の幽冥の主宰と定め給ひし時に賜へりと覺しき由は天神の勅の如

く天下を譲り避けまじて天に昇り給ひし時天神の仰言に八十萬神を領めて永く皇孫の爲に譲り奉れと詔給ひしは八十萬神の長として幽冥に主宰たる由なれば此時に賜へるなるべし

問奇魂神とは如何

答奇魂神の櫛は奇異なる神徳を稱へていふ名顯魂の魂は御食の義にて衣食住となる諸物を蕃殖せしめ給ひて靈徳を幸へ給ふ由あり大神ハ天下を經營り給ふ大功徳まじませを萬物に靈徳を幸へ給ふは勿論あれども此は衣食住に幸へ給へるをもて稱へ奉れるなるべし又或説に奇は神語の幸魂奇魂守護給幸給といふ奇魂の〇〇といふに同じく數多の物を連合せて一になすの義にて申の字の如く貫き合する意なり靈ハ嚴に同じく大なるをいひて幽冥の主宰として神人の諸靈を一に總掌り給ふ由の御名ありともいへり

問大國魂神は如何

答國魂神は國々にありて其國の魂神として守護し給へるを其を一に合せて

主宰し給ふ上より稱へ奉りて惣轄の意を以て大の字を加へて大國魂神とい
 へるなり其は大倭神社注進狀に倭大國魂大神は天下を経營し大造の積を
 立給ひて大倭豊秋津國に在て國家を守り坐せるに因て號けて倭大國魂神亦
 大地主神といふとあるを思ひ合すべし抑此大國魂大神は天照大御神と共に
 天皇の御殿内に祭られ給ひしを崇神天皇六年に神威を畏みまじて天照大御
 神は大和國十市郡笠織邑に大國魂大神は同國山邊郡市磯邑に祭らしめ給ひ
 て天照大御神は垂仁天皇御世二十五年に伊勢國度會郡五十鈴宮に遷り鎮り
 坐せるを大國魂大神は其所を助さまさて今に鎮座なり此社を大和神社と
 いふ市磯邑は後に新泉村といふさて大國魂大神の天照大御神と共に御殿内
 に祭られ給ひしは孝昭天皇御世元年七月に天皇の御夢に一貴人現はれまじ
 て自から大己貴神と稱して曰はく我和魂は御代より三諸山に鎮りて神器の
 昌建を助くる事にて荒魂は大殿内に在りて資基の衛護となれりと敬へ給ひ
 しに由る由大倭神社注進狀に見へたるは神代に大國主大神の顯事を皇御孫

尊に遊奉り幽事を知食す時に其荒魂とます大國魂神近き護とありて天照大
 御神と共に御殿内に祭られ給ひしは甚も重く敬ひ給ふ極にて然あるべき事
 なりさるは天照大御神は天皇の御系統の御祖先にて大國主大神は天下を經
 綸し給ふ御職掌の御祖業の神に當らせ給へばなり
 問大地主神は如何
 答垂仁天皇御世二十六年に倭大國魂神の穗積臣遠祖大水口宿禰に神懸して
 誨給はく太初の時期りけらく天照大神は悉に天原を治めまじ皇御孫尊は專
 ら葦原の中國の八十魂神を治めまじ我は親から大地官を治めむとあるは國
 邊の後天上にて期り給へる事を取出て此に誨へ給へるなり然れば大地官と
 ある大は天下にあらゆる地官をすていふ名にて地官といふ地主といふに等
 しくて大地の官を治め給ふによりて負はせる御名ありさて大江匡郷記に加
 茂大神者日本地主神也とあるも山城國愛宕郡下加茂村の加茂御祖神社に鎮
 座す大己貴大神の事にて筑後國神名帳に山門郡天下地主神といふ名の見え

たるは大神の天下の地主たる神をすまして治めさせるが故あるべし然れば神代紀口決に國神猶言地主也といへるが如く國々所々に鎮座して守護し給ふ國魂神産土神は則其地の主たる神にて此大地にあらゆる神は悉く大神の統屬なれば天下惣産土社と仰ぐべきは出雲大社にて天下地主神と敬ふべきは大神ある事を知るべし然るは大神の和魂荒魂と分れて鎮座す社は多くあれども總本社は本つ靈の鎮ります出雲大社なる事論ふと俟たざればなりさる故に幽政の大本を執扱ひ給ふ神廷は出雲大社にて諸國の神等の参り集ひ給ふは其敷命を請ひ給ふ爲あると思ふべし

問葦原色許男神とは如何
答葦原とは大地をいふ名にて其降は大神の少彦名命と共に天下と作りまじし時に浮漂へる國土の締るべき料に葦管薦等を殖生まえて作り堅め給ひしによりて葦原國といふよし大三輪神社鎮座次第記に見えたり色許男とは色許の勇猛なるを美めていふ名にて後世の言に勇猛の人を鬼神の如きといふ

に同じさればよく御名に負はせる天神の此葦原國にて勇猛神に坐すを賞譽し給ひて負はせる御名なるべし

問三種津彦神の如何

答神名式に見えたる駿河國遠原郡御穂神社に鎮座すよしは同國風土記に所祭大日貴命又號御穂津彦御穂津比咩命也とあるにて明らかあきさて天神の勅のまゝに天下を遷せして天に登り給ひて饒敷の至を陳し給ふ時に高皇産靈大神にのり給はく汝も此國神を妻とせば吾猶疏心あらむと思ふとて其御女を妻となし給ひしを三種津比賣とまをし又御子の御名に三種須々美命といふなど皆大神を三種津彦と稱へまをすに因て御妻も御子も其御名に負はせるなるべし

問伊和大神は如何

答播磨風土記に見えたる御名にて此國の安栗郡には伊和村といふもありて同風土記に安栗郡伊和村は本名神酒といひて大神酒を此所に醸み給ひし故

に御酒村といふ又於和村の大神國作り訖へ給ふ以後於和村といふ我美岐
 といふに等しと見えて伊和は酒を醸給ひしよりいふ名にて美和と伊和とは
 通音にて同じく神酒の義なりされば伊和は大和國城上郡大神大物主神祠を
 三輪といふに同じく和とは鍋などの惣名にて出雲國造神賀詞には延和とい
 ふ事も見えて三輪神社は御同神にまじまして三輪は御遷の義にて神酒を入
 る器なるがやがて物の名にも通はしいふ例なりさて此三輪神社は大國主
 大神の和魂を天皇の近き護と鎮め給へる社なれと古大和國に皇居と敷坐り
 し御代よりは殊に崇め奉らして唯大神のみ申せば即て此大神の御事なりし
 より遂に其大神といふ文字を大三輪といふに用ゐる事となりて大神の二字
 をオホムツと訓む事を以ても此大神の尊むべきを知るべし
 問所造天下大神亦國作坐大神といふ天下を経營給へる御功德より稱へま
 をす御名なるべく幽冥事知看大神とは幽冥の主宰として大地官となり給へ
 る御徳を稱へいふ御名を聞ゆるを願はくは幽冥の事を御教示に預りたし

答幽冥の主宰とあり給へる由緒は前條に略いへるが如くあれを猶委しくい
 ば幽冥事と知しめすとい國神は更なり天神も此國土に祭れる又世にあらゆ
 る人の靈魂を總治め給ひて人力の及ばぬ限の事は悉く取持まして天下に恩
 顧を蒙らしめ給ふ事をいへるよて八十限手に隠りて侍ひあひと詔まし、御
 言をうりいひ奉るに八十限手といふ八十は廣くいふ意にて限手は限道に同
 じく限々しく顯のあらぬ界をさしていふ幽冥をカシリヨと訓む如く隠れて
 見ぬ所なれば八十限手はやがて幽冥なるを知るべし侍らひなむといふ侍
 らひは目をつけて物を熟々とみるをマモルといふに同じくさもらひのさは
 眞の意にて缺なく足整ひたるをいふよしなれば侍らひなむといふにて何事
 にまれ御心をつけまして至らぬ限なく殘る方なく顯世を伺がひ守り給ふ義
 なり幽事を知らむと仰せられしも又この意にて耳目の現聽する事あらざる
 神界の事取持て世をも人をも守り幸へ給ふよしなり然れを顯世の事をり給
 ひし間は天下の主として國土を開墾修理して人民を養息ささしめ給ふ事に

御力を盡し給ひ衣食住を始人生要需の事物を國土に備へたきて人民ふ便利を得さしめ給ひ又た疾病を療治せしんとて醫藥の術を教給ひ災障を攘ひしめむとて神呪の法を傳へ給ひしは千に萬に人民の幸福を厚からしめ給ふ御意の外なきを天神の勅もちて幽顯の主宰を詔分け給ふに因て多年御心力を盡して經營し治め給へる國土をも毫も愛惜の念なく速に諸ひまして皇御孫尊に譲り給ひしは其御心の潔白なる事いふも愚にて如此顯世の事は譲り給ひても己命の治め給ひし時の如く國祿に人安らかならむ事を慮りまして平國の廣事を授け給ひし事あるは唯其武器を傳へ給へるのみならず顯政の爲すべき事の状をも教へ傳へ給ひまなるべし加之幽冥に隠りましては天皇の近き護として恩顧と幸へ給ふなど燕々に思ひ奉れば我人をして其所を得さまめ給ふ御心にあらざるはなくまして幽事の主宰として靈魂を永遠に治り給ひて善を褒め惡を憐みて高き神位にも列なる事を得さしめ給ひて歡樂を無窮に受けしめ給ひて生前に深く心を留めし事物又子孫の上には靈魂

を施す事さへに得さしめ給ふは實に仁愛無限の御心より出る者にして我人の生きて衣食住に安むするは天下經營の恩徳によるべく死して靈魂の歡樂を受くるも幽冥主宰の仁愛に關する事なれを生 前死後共に其恩顧を酬し信頼すべきは所造天下大神なり幽冥主宰の大神ありと心得て只管に大神を敬ひまつるべきなり然るに靈魂の事は中世以來の習慣に目眩み心惑ひて神の守護は唯生前にのみある如く心得て死後の靈魂を治め給ふ神恩を知らざる輩も少からぬは是やぐて限りなき恩徳を受くべき身にありながら我と我方より幽冥の歡樂を捨つるものなりこの故に神を敬ふは必靈魂の永遠に恩徳を受くる事を信じて生前死後共に頼み奉るべく且己の心を直くし行を正しくして神の照覽を愧ぢざる人とならざるべからず殊に神は一視同仁の大徳ましまして我人の別なく皆愛子の如く守り幸へ給ふ事なれば其御心に背き奉らぬ様に人を愛するふと己を愛するが如くして獨己を利する事とのみ考へず人と共に幸を厚くせむと勤むべきなり然れば人の困厄するは願み

ず己の榮をのみ専らとするは神慮に悖ると知るべく人の見聞せざる所なり
 とて惡事をなし耳目の及ばぬ所なりとて心中に惡念を生ずるは神の照覽を
 忘れたると思ふべく生前の事にのみ神力を仰ぐは永遠なる神恩を自分より
 限ると心得べく是等の迷なく生死不疑信賴するは眞に能く神に仕ふる道を
 知る者といふべし諸靈魂は皆大神の御治めに預る事故に大社境内銅鳥居の
 外ある松原の西側に靈社を建て氏子教會講社を始め志願の人の祖靈合祭を
 許す事にて其節は先本宮にて靈魂の過犯し、罪穢わらば祓清めて分派相應
 に神位に列ね給はん事を祈念の式ありて次に合祭するなり
 爾御神徳は御教示にて明らかに知られたるが如何にも御示しの通り敬神す
 るには第一に神慮に背く事の無き様に吾身を戒め慎まぬばならず永遠に靈
 魂の神徳に浴する趣を確固に心得て生死共に信賴せねばならぬ道理の明ら
 かになりぬれば是からは本社御建築の事を承りたく思ふなり初めて建築わ
 りしは神代と承はれども詳なる事をしらねば御教示を願ふ

答御建築の初は神代にて其時は前條に申したる天下を皇御孫尊に譲り給ひ
 て幽事の主宰となり給へる時なり其次第は須佐之男尊の大神主神となり又
 顯國魂神となりて吾女須勢理毘賣命を嫡妻として宇迦山の山本より石根
 に宮柱太知り高天原に冰楸高知りて居れと詔給ひしが此地に鎮座の起元に
 て御教命の如く天下を経營りまして大國の主となり給ひて此所に大宮を造
 りてればせしを天神の勅のまゝに天下を譲り給ひ顯國の御靈神として幽事
 を主宰し給ふ事となりて猶從前の所に鎮座すべきは須佐之男尊の顯國魂
 神となりて云云といふ御教命に命みたる事なるが今回は天神の勅もちて諸
 神に負せて建築かしめ給ふに板は廣く厚く柱は高く太く千尋栲繩をもて結
 堅めて廣大なる宮殿を造り給ひ高橋浮橋天鳥船などいふ物を始千萬の品を
 も作り備へ神田をも寄せ給ひて御心に適へる天穗日命を祭主と定め給へ心
 大神も其懇懃なるを甚く喜びまして鎮座し給へるなり是建築の起元の概略
 にて此地を杵築と名づくるも諸神の集りて大宮を杵築と給ひしによる事な

り此時の宮制は世に三十二丈といひ傳ふるがやがて諸神の造り給ひしなるべし其後宮制の變れるとみへて垂仁天皇の御時に大神の御誨ありて吾宮を天皇の宮殿の如く造るべしとありし故に菟上王をして神宮を造らしむといふ事の古事記にみえたるは皇居の如く造り給ひしあるべし鐵輪の造營といふは其指圖傳はれるが此は數多の木を結び合せて鐵輪もて堅めて柱と建られしより然いふ名さへ起りて十六丈の宮造といふはこの時の事あるべし齋明天皇御世五年に嚴神宮を作るとあるは社記に此御代に正殿式を定められしより其法に因るを正殿式といひ其宮制に不満を假殿式といふと見えたる時の事にて高八丈濶六間四方なる今の社殿は此御代の定制なる正殿式なり然れバ今の社殿は上古に比すれば小さくなりぬれども造營の度毎に諸神の行事し給ふ事は天仁三年七月四日杵築浦に大木百本不意に寄來たりし時因幡國の宇倍神社の託宣に見えたりさて其寄木をもて永久三年の御造營は爲られたるに因て是と寄木の造營といひ傳へたり世は移り變はれども如斯

神威は赫耀たる事にて康治二年三月十九日に左辨官より出雲國よ下されたる宣旨に彼社者天下無雙之大廈國中第一之靈神也とあるが如し前述の趣にて建築の起元また神代已來宮制の沿革の一端を知るべく委しくは造營沿革圖解を見て明らしべし
問寄木の御造營の次第を詳に承りたし
答數多れ大木の寄來しハ天仁三年七月四日にて其木もて造られしより寄木の御造營といへるが此時因幡國宇倍社にます神の託宣ありし事あり序に御話に及ぶべし其は同時に因幡國上宮の邊に長十五丈口壹丈五尺の大木壹本寄來しを在地の人は疑ををしながら是を伐取らむとするに大蛇件の木を纏ひて居ける故に諸人恐れて退きぬ然るに伐取らむと計し者どもは病苦に悩むる、てで類ありければ種々と祈ををしけるに御示現に云く出雲大社造營の度毎に諸國の神等行事とあると今度は我が行事に當りて御材木を採進りぬ仍て件の木は我得分なり急き我宮と造るべしと示し給ひて神は異り給へ

り上宮とは因幡國法美郡宮下村又鎮座の宇倍神社にて祭神は建内宿禰あり
 是を以ても天神の諸神に命じて建しめ給へる神代に襲らず今も猶造營の時
 又は諸神の仕奉らして幽冥より其事を助け給ふ由の知らるゝは主宰の大神
 の宮殿あれば然あるべき事ありさて建内宿禰は八皇十二代景行天皇より六
 代の天皇に仕奉られたるが如此大社の御造營の行事につかへられたり是を
 以ても今世の人にして神とありては幽冥主宰の大神に奉仕すべき理は著
 明なる事なり
 問境内建宇の名は如何

答本宮接近の垣を玉垣といひ第一の御門を櫻門といふ其内にある東西の建
 宇を神饌所といふ玉垣の外東の二社は大神大后神社神魂伊能智比賣神社
 なり西なるは神魂御子神社なり東西に對立つは門神社なり第二の御門を八
 足御門といふ第二の垣を瑞垣といふ八足御門内東に觀祭樓あり西に廻廊あ
 り瑞垣外の正面に拜殿あり拜殿の前東西に對立せる東を會所といひ西を廳

舎といふ今社務所となれり此廳舎の前北に御饌井あり後の方に鑽火殿あり
 其南に神庭あり觀祭樓の下に水舎あり瑞垣の東西に長き社二字あるは十九
 社なり東の十九社の北なるは釜社なり西の十九社の北なる二字は氏社あり
 氏社の北にあるは寶庫なり夫より北の建宇は文庫あり後の山を八雲山とい
 ひて麓にある社は素鶴社なり第三の垣を荒垣といふ入口の七箇所ある故に
 七口御門といふ銅鳥居は毛利家の寄附にて寛文六年防長兩國の國守たりし
 毛利綱廣の建立なり是より以前天正二十年綱廣の祖父輝元の寄附せられし
 銅鳥居の西方の南なる七口御門内にありしが寛延二年九月二日夜倒れつる
 を弘化三年國守松平氏の計らひにて大砲二門を鑄造せられ五百目筒を稜威
 鉋といひ三百目筒を神風と號して今八足御門内に納めてあり荒垣外東に舊
 監所あり西に靈社あり並松の馬場の東に田中に杵那築森あり西の田中に千
 本松といふあり石橋の南の鳥居を中の鳥居といふ欄干付の橋を祓橋といふ
 其南の鳥居を大鳥居といふ昔は松寄下村とて壹里餘距離の所に廣大の鳥居

ありし由にて今に其跡を鳥居田といへるが前年其所より鳥居木の化石を堀出し、事あり猶往昔は飯石郡の三刀屋郷に大社の御神門のありし由は出雲風土記にみへたり

問 攝社に幾社ありや

答 大神大后神社神魂伊能知比賣神社神魂御子神社氏社二字素鷦社の六社を境内攝社といふ神魂伊能知比賣神社大穴持伊那西波岐神社阿須伎神社因佐神社大穴持御子玉江神社大穴持御子神社上宮出雲井社瀨社の九社を境外攝社といふ惣て十五社なり

問 未社は如何

答 十九社二字素鷦社の三社を境内未社といふ下宮大歳社祓社の三社を境外未社といふ惣て六社あり

問 是より攝末社の祭神と御神徳とを聞かむ先大神大后神社は如何

答 御向社ともいひて禰妻須勢理毘賣命を祭る此神は須佐之男尊の御女にて

須佐之男尊の大神に敬給へる御言に吾女須勢理毘賣命を嫡妻として宇迦山の山本に居れどありて天下經營にも大神を輔けまして大い功績を立給ひしは云ふも更よて御威徳勝れ給ひて古事記にも願懸りて今に至るまで鎮座すどありて御夫婦の御睦びいと美はしく御婦徳具はり給ひしあり

問 神魂伊能知比賣神社は如何

答 天前社ともいひて蛸貝比賣命蛸貝比賣命を祭る二神は大神のいまだ大御稜威を顯らはし給はさりし以前に八十神の災に遇ひて御身を燒石に燒若かれて憫み給ひし時天神の命もちて天降り來まして蛸貝比賣命はささげ焦し蛸貝比賣命は水を持って乳母の乳汁と塗給ひしは美しき男となり給ひし由古事記にみへたれば其功徳を稱へて伊能知比賣神といふなるべし

問 神魂御子神社は如何

答 築紫社ともいひて祭神は多岐理比賣命なり此神は天照大御神と須佐之男尊と御孫の間にありませる女神三柱の第一に生まれし、神にて筑前國宗像神

社にぞす神なりたる故に筑紫社といふ名は起れるあるべし此神は葦原の中國の宇佐島に天降まきて今海北の道中にまして道主貴といふ由神代紀にみへたるを大神の御妻として阿遲須伎高比古根神下照姫神を生み給へり
問素戔嗚社如何

答須佐之男尊の鐵座にて此神は余邪那伎位邪那美命の天下の主たる神を生まむと御心を凝らして生み給へる御子の一柱にて御父の大神も珍御子として殊に寵愛し給ひて天下の君と定めまし、を其職を治めまます御母伊邪那美命のいませす根國に行かまく思はし、が故に御父の大神は御心よからずれもはしなから請のま、に許し給へば天にも昇らして御姉天照大御神に別を告げ給ふ時大御神は悪心ありて昇り給ふを疑ひて待問給ふ時に須佐之男尊は赤心の微に男御子を生みまむとて御誓ひの時大御神の總き給ふ玉を請得て男御子五柱をなし給ひ大御神は須佐之男尊の劍を以て女御子三柱をなし給へるによりて異心なき由を知られ給ひしを須佐之男尊はされ

ばてろ我赤心なりしものをと勝さひに傲り給ふ御心れこりて種々の御荒びも有しを祓の徳に因て後に和み平らぎまして天の監立限とて天地の極を見廻り給ひて其以前御父の大神の事依ま給へる天下の君たる職を治め給ひて世をも利し人をも益し給ふとして御子神等に命せて種種の事をなし給ひ大御功績を立まして遂に御素志の如く根國に出まし、を天下の事々大國主大神に讓給ひて經營なましめ給へるなり

問氏社は如何

答今は二字共に同じく氏社といへども北方を若宮といひ南方を氏社といひしよじ千家舊記にみねたりさて祭神は北に天穗日命南に宮向宿禰命を祭る若宮といふは本宮に對へていふ名はて氏社といふは出雲氏の祖神と祭るによりていふなり然るに北の方を意宇足奴命といふは全く誤にて其由は千家舊記に云く密宮之末社若宮氏社者祭三天穗日命與三宮向宿禰本宮御神體者西向賜此兩社者東向相對而鎮座共守無窮之道神と相續而十七

代而後至人代一稱宮向臣とあるにて明らけし實に舊記の如く此社の東に
 向きて本宮の御内殿の西向なるに相對へるは祭主として仕へられし天穗日
 命の今も御前に侍らひて幽冥の神事に仕奉り給ふ神理にかなひていと
 尊く奇しき事なり抑天穗日命は天照大神と須佐之男尊と御誓ひの時に生
 坐せる男御子五柱の第一ハ天皇の御祖神天忍穗耳尊にて第二は此神なり天
 神の勅以て皇御孫尊と天下の君たらしめむとして先最初に天下の形勢とみ
 さしめ給ふ御仕を撰び給ふ時に諸神は皆天穗日命は神傑なり是遣すべしと
 の申立なりければやがて天神の勅を蒙りて天翔り國翔り天下を見廻りて大
 神の御心をもとり給ひ天に還り昇りて委曲よ事状を奏し給ひさて讀り給は
 く己命の御子天夷鳥命に建御雷神を副へて天降し皇御孫尊の爲に安國と平
 らけく知しめさしめむと申して二神を天降し給ひしかを大神ハ遂に天下を
 覆り給ひ國神は皆服ひたりしを天神の御心に適ふのみならず大神も甚く寵
 愛し給ふに因て其御心に適ふ神をもて祭祀を主とらしむる時は大神の御爲

にも皇御孫尊の御爲にもよかるべしとて天神の遠く深く慮りて祭主には定
 め給へるなり宮向宿禰命は天穗日命より十七代の裔にて此神の時に始て出
 雲姓を給へりといへり

問 神魂伊能知奴志神社は如何

答 命主社ともいひて神皇産靈神の鉄座にて此神ハ造化三神と稱へ奉る中の
 一柱にて天地萬物の生出る造化の作用を掌り給へる神あれを世にわらゆる
 物は此神の産靈の徳に洩る、事なし倣大神の八十神の災に遇ひ給ひし時
 蚺貝比賣蛤貝比賣二神の施術に因て美男となりまし、も素より此大神の
 産靈の徳を二神に幸へまして天降し遣はして療めしめ給へるなれば命主社
 と稱へ奉れるなり

問 阿須伎神社は如何

答 阿須伎高比古根神を祭りて此神は事代主神と同神にて大神第一の御子
 なりさて御名の須伎は鈕にて御父大神の五百津鈕の神鈕を取り給ひて開聖

修理の事を勤め給ひしを此神も其方に勞きまし、を以て須伎としも御名も負のせるあるべしされを國士經營に勞きまし、を以て御名に負はせるは御父大神の御事を五百津鉏の神鉏とりとらして天下造らし、大己貴命とも稱へ奉れば其御功業を輔け給へる此神の御名に鉏といへるは然あるべき理にて丹波國鉏山神社に大國主大神と大山咋神と事此神等自取鉏鉏以成此功焉休之崇奉而號鉏山大神也とあるは明證といふへして此神を大山咋神とも別雷神ともいふは同社記に見えたる如く山を割きて川を通し水士を分ちて田とあし玉ひし御功業に因る事なるをさるべし然れば山城國愛宕郡加茂別雷神社に此神ある由元曆奏上記出雲大社小縁起其他の書に見ゆる中に出雲大社小縁起に山城國加茂大明神者當社第一王子阿式大明神是也とあるにて著明なるが上に加茂御祖神社は大己貴命玉依姬命なる由十二社註式を始め諸書に見えたるればうたがふ所なく加茂別雷神社と此神の顛座あるを知るへし大山咋神といふも即同神にて山城國松尾神社に顛座

なる事、元曆奏上記和漢三才圖會などの諸書に見えて松尾大山咋神は大己貴命の御子とあるにて明らかなりまた一言主神とも申す、御名の如く決斷の速なる神性よましにして天神の御使の國讓の諸否を問ひ給ふ時に大神は自己の御心にてのみ決し給ひては悪かりなむと慮りて此神に問はしめ給へるに速く天神の勅に應じて天下を避給へと勧め給へるまゝに御父大神は素より然思はしつる事なれば實に暗なりとて其旨を御使に對へ給ひ且此神を神の御居前とて國神の取締となし給へる天神の勅に違ふ神は一柱もなきをみても此神の威徳の勝れ給ひしを知るべし然れば大神の御子百八十一神と申すが中にも珍子十五柱を諸國に頒ち遣して百姓に恩顧を蒙らしめ給ふ事のある、此神の其珍子の最首あるはいふも更なりさる故に攝社中にくも社殿宏造なる方にて拜殿門神社荒垣鳥居をさありて延喜式神名帳に、阿須伎神社同社座某社といふが數多あるも謂ある事なるべし問出雲井神社は如何

答出雲路社ともいひて祭神は岐神なり此神は大社の國護の時に吾に代りて
仕奉るべしとて天神の御使にす、め給ひし故に御使の神は此岐神を御導と
して天下を巡回し給ひて共に鐵撫力力を盡し給へる神なり

問大穴持御子玉江神社は如何

答乙見社ともいひて下照姫神を祭る又名を稚國玉神といふ父大神の大國
魂神といふに對へたる御名なるは女神をぐらも國土經營に力を盡して大神
を輔けまして功績を立たせたるなるべし然れをこのつから御威勢もありし
故に天若日子の此國を得むと欲ふ心から此神を娶りしならむと世に論へる
説もあるは然る事なるべしさて玉江といふ昔菱根池とて湖の如く大なる
池ありて其江と玉江といひしに由るべし此池は千家に傳ふる古繪圖にハ明
らうに書たると今は埋れて皆田となり入南江田八嶋菱根池を新田五箇村
といひて其池の入江の南なる地と入南といひ其江の田とされるより江田と
いひ八嶋菱根の名も皆池によしあり昔は此社入南村にありし趣にて尊光國

造の舊記寛文五年九月二十二日の條に抑乙見社根本者自是東在砂濱其所
于今號乙見然三十年以前寛永十三年太社御社内江引之建立也 勘其記
寛永十三年十月八日同社於大社瑞垣之東邊一有社立同十一月十九日件社
成就とある砂濱は入南村をいへるにて今も同村には乙見社といふがあるが
遷されたる跡に祭れるなるべしさて今の地に移されしはかの砂濱より大社
の境内に引かれたる後なる事舊記の文にて明らかなり

問上宮は如何

答須佐之男尊を始諸神を祭る此諸神は神名帳にみえたる阿受枳社同社
とあるに鎮座なりしを昔此宮に合祭せられし由いひ傳へたり須佐之男命の
神徳は素戔嗚社の條にいふが如し

問因佐神社は如何

答祭神は建御雷神にて此神は天神の御使として大神の御許に参り給ひし時
稻佐濱にて問答し給へる緣由より鎮座せるなるべし此所をイナサと名づく

るは大神に國讓の諾否を問給ひし故にて大神の御子建御名方命と力鏡し給ひしも此邊にて建御名方命の手末に攀げ給ひし千引石は稻佐浦の沖にある礫石ありと云へり

問 湊社は如何

答 八玉神の鎮座にて此神は水戸神の孫とありて天神の勅もて大神に御饗を奉り給ふ時に鵝になりて海底に入りて窟を作出て八十段を作り海布比柄にて燈臼を作り海尊の柄にて燈杵を作り火を鑽り出て祝言して天の眞名作とて御饗を奉れる神なり

問 大穴持御子神社は如何

答 三歳社ともいひて祭神は事代主神なり高比賣命御年神をも合祭す本は今の地より遙に奥深き谷にありしを其は千家所有の山林と鷺浦の山境近き所に三歳谷といふ名のあるは此社の鎮座なりし故に其名の殘れるありさて事代主神の神徳は阿式神社に條にいふが如く高比賣命は大神の御子にて此二

神ハ大穴持御子神社とあるに適へるを三歳社といふは御年神を合祭せしより此れの名あるを知るべし御年神は大年神の御子にて穀物の事に鐘徳を幸へ給ふ神なり

問 大穴持伊那西波岐神社は如何

答 鷲社ともいひて祭神は稻脊腰命なり合殿に八千矛神と白兔神とを祭る此神は天穗日命の御子天夷鳥命にて又の名を武日照命建比良鳥命天熊大人武三熊命武三熊之大人大背飯三熊大人阿木賀都建御熊命出雲伊波比神伊思志都幣命なを稱へいふなり父命の天神の勅を奉じて天下を見廻りて復命し給ひし時に事踐り給ふまゝに建御雷神と共に天降し遣はされて大神を和め鎮め荒ふる神を撥ひ平らけまじつれを父子の神の忠誠は天地に貫きて寶祚の無窮と共に盡る事なき御功績を立給へるを大神の御心にも甚く適ひたれを天神は天穗日命を祭主と定め給ひしを受つきて仕奉り給へり然れば天夷鳥命又天日照命建比良鳥命阿木賀都建三熊命といふハ國平の御功績を稱へた

る名にて稻春脛とは大神の仰によりて事代主命の三種崎に添給へるに使して國讓の諸否を問給へる故に負ひまして脛は丁をヨホロといふ如く使者に立たせへる故の名なるべし又天熊大人大背飯三熊大人といふは天照大御神の御使として保食神の御許にものして稻種を始種々の穀實を取持て奉り給へるに因て負はせる名よて稻の事をカクマ又少マシチなどいふにても天熊といふ名の稻に縁わるは著く伊弉志都幣命の伊思は飯の義なるをも思ふべし當國飯石郡のこの神の鎮座なるに因りて飯石と名つくる由出雲風土記に見えて則詔和村の飯石神社に鎮り坐せるも此神なり出雲伊波比神とは大國主大神を齋ひまつる職になり給へるより稱へたるなるべしさて此社には攝社中にて特に宏造にて拜殿神饌所門神社荒垣鳥居等あり

問十九社は如何

答此二字は天神國神の遙拜所にて諸神の本宮に参り集ひませる時はこゝに鎮まりますといひ傳へたりこの故に本社神在祭十月十五日を以て祭日とな

れり

問益社は如何

答宇迦之魂神を祭りて一宮ともいふ天文九年正月廿日尼子誠久は益鳴動せしに因て一宮に祭るべき由を請ひま故に其益を納めたるを以て益社といへるなりさて此神の御名は食物と掌り給ふに因る事にて宇迦は則食の義なり保食神ともいひ豐宇氣里賣神ともいひて伊勢の外宮また山城の伏見にます稻荷神社も此神なり

問門神社は如何

答東ノ宇治神西ノ久多美神と祭る此二神は御門を守護し給ふ神なり

問下宮は如何

答天照大御神を祭る大御神は日界の主宰にて天皇の御祖先なり此は伊邪那伎伊邪那美命の天下の主を生まむとて産給へる珍子三柱の中にも殊に勝れたる靈徳を具へまして御父大神も數多の子はあれども如此奇異なるはなし

と甚く喜びまきて天に昇らしめて日界の主幸となし給へるを以て勝れたる御神徳は著きを猶近く日光の天地の間に照徹るを見ても主宰の神徳の廣大にして之に漏る、時は生存しがたき由は陰地の草木の上にても準らへ知るべし

問 大歳社は如何

答 大年神の鎮座にて此神は須佐之男尊の御子なるが穀物の上に功德ある神にますあり歳は田寄にて穀を田より寄すといふ意を以ていひ又年の疾にて月日の疾く過行くよりいふとも申せき其のたまれかくまれ此神は田圃耕作の事に功あるよしは神典に明らかければ其心もて敬ひまつるべし

問 祓社は如何

答 祓戸神と申して瀬織津比賣神速秋津比賣神氣吹戸主神速佐須良比賣神の四柱を祭る此四神は罪穢を祓清むる事を掌り給へるを罪穢ばかり恐しきものなくて身体を不潔にすれば病苦を生ずる如く心身の罪穢は陥れば禍災

をこる事を心得て祓は不浄を清浄に轉じ災害を幸福となすの神法なれば此を信じて此神等の力を頼む時は顯幽の二世共に心身の安寧をうくと知るべしいづれの人にて過はなさと罪は作りしと心掛けても遁れがたく犯し易きは罪穢にて衣服の汚れやすきが如く庭草の生じ易きが如きものあるをまじて自己の心にも知らず知らず過ち犯し居るもあるべければ日々夜夜に己の心を顧み己の行を戒めて祓給ひ清め給へと申をして四神の靈徳を仰くべし然る時四神のみならず天神國神も其清心を感賞し給ひて幸福を受くる事は鏡の塵と拂ひて物の影を移すと同じき理を能く思ひ辨ふべしさて此社は千家の古給圖には中島居の東の田中にあれば今の地は後に移されたるなり

問 是より御寶物の事を御尋に及ぶべし第一に貴重なるは何なりや

答 御内殿に納めたる神劔は格別なる貴重の御寶物にて本同様の形にて二振ありしを元弘三年三月十七日後醍醐天皇の伯耆國船上山に御駐籠の時に繪

旨を下されたるに因て一振を奉りて寶劍代に用ひ給ひしを今禁中に傳へさせ給へるば本宮にありと同じき摸形なりと聞ゆるは元弘三年に奉られし神劍なるべしと寶劍考證にみへたり此時の繪旨は王道御再興の御祈願のと共に千家に傳へたり其他琵琶永雲夢想の木葉などは普く人の知る所なり

問御琵琶の由緒を教へ給へ

答此器は槽は紫藤腹板は鹽路項は花側匙頭は黃楊轉手は紫藤を以て造れりといひ傳へて銘を谷風といふ又槽材によりて紫藤の琵琶ともいひ撥面の圖よりて龍虎の琵琶ともいへりさて此器の腹板の鹽路なるに胡琴教録に師説云玄上波紫檀乃飛多甲腹波鹽地乎三枚繼也孝道云五枚繼也とあるにて玄上同物なる目は知られたるを玄上は禁秘御抄に書かせ給へる如く累代の寶物として鄭重になし給へるを思ふにも此器の珍寶なる事とも知るべきあり

文政十二年二月光格天皇御覽あるべき旨勅ありて同十一月上官島彈正佐草尙書守護して上京し翌十二年正月十六日御覽ありて遂に禁中に留め給ひし

を同十三年則天保元年九月殊勝の古物御成尤深き旨と達せられ更に御修覆を加へられ新に錦囊を製造ありて黄金廿兩を副へて返納し給ひし事ありと問永雲夢想の木葉は如何

答此は狩野法橋永雲といふ畫工の靈夢を蒙りて授かりし木葉あるが靈夢の次第は永雲は出雲の國守松平綱近の臣にて天質鼻柱至て低し畫術にハ勝れたれども年老ぬるに従ひて眼鏡かけ難く齒かくに甚勞して左手に眼鏡を戴げつ、有しを時は延寶四年九月國守に従ひて大社に參詣す平素信仰の志厚けれども唯國守の壽命子孫の安康とのみ祈りて其身の爲には聊も願をいへざれども八体の美醜は鼻の高低に關すれば鼻は形の本ともいふべきに永雲鼻れ形測く生れしハ人品の本意なき事と思ひつゝ慈母の胎内よても神の加護なくてかゝる身と生れぬるを今更に祈るべき道なしと心に深く思ひ恐れぬ爰に社籠の折畏こくも神夢ありて小蛇木葉を牙の如く口に含み首をあげ尾を動かして來て云はく大神汝が誠を感じ今我をして汝が鼻の隆準あるを

願はゞ此葉をもてしばしば摩でよと歌へさせ給へりといふまゝ、夢さめければ奇異の思ひをなして枕邊をみれば二枚の木葉ありいと、不思議に思ひつゝ、試に木葉をもて鼻を摩つゝ、又思ふにかゝる奇異の事を廣く語らば世人妄誕とすべし、輕々しく語るべからずと自から戒めて有しに又夢に告りて汝或の信じ或は疑ある故に速に其應なし只専ら誠を盡して鼻を摩てよといひて覺たり神慮深く恵をたれ給ふ事を喜ひ頻に他念なく葉をもて摩しかを鼻梁いつとなく高くふこり眼鏡も又おのづから掛やすくなれるを猶つゝ、しみて人には語らざりき然るに一日國守の前に出たるよ永雲が鼻の高くなれるが如きはいかにと左右に問はれければ人々皆然りといふて、に於て始めて神夢を語り木葉を披露せしに其葉の形槩に似て槩にあらす永雲衛工なる故に草木を普く知るといへども何の葉たる事を詳にせず國守始人々其靈徳を感せられしが永雲自からりの靈蛇を摸し神夢の始終を儒士黒澤弘忠にさしめ神賜の木葉と、もに神殿に納めたるにても神徳の微細を遺し給はざ

るを見るべき

問御寶物は拜見を許さる、事なりや

答願に依ては許すとらへども毎年三月一日の大祭四月九月の教會祭十五日より十七日まで三日の間、教會講社の信者の總覽を許す事なり前にいふ外にて一二と翠ぐれば書番は靈元天皇の御震筆を始徳川將軍家綱の衛同家宣の歌帖土佐光起の三十六歌仙額等あり刀劍は豐臣秀吉の佩刀銘は光忠鳥丸太刀銘は友成其他國光等の作あり甲冑は足利義政其外の寄附あり又吉川駿河守廣家の征韓の時王城より持歸る所の白玉笛板倉周防守勝澄の寄附青鸞羽矢等を始其他は枚舉に遑あらざるなり

問十月に諸神の集會ありといふは如何

答大神は大地官として幽冥の大主宰なれを大地に祭るは天神國神の別なく一切悉管轄し給ふ所なりこの故に幽冥の神政上につきては諸國分掌の諸神時々参り給ひて親裁を請給ふ事あるべきは地方官の大政府に願伺をさす

夕如き理あり然れば諸神の大社に参り給ふは唯十月に限るにあらざれども
 毎年十月には普く諸國より参り給ふ故に誤りて此月にのみ参り給ふと思ふ
 者なりかくて集り給ひては諸神の受持なる國々所々の幽政の趣を奏上し
 特に氏子の靈魂の事を取扱ひ給ふなるべし
 問天穗日命の裔にて世々祭祀を主どり給ひて今に至るまで血統の連綿たる
 事は世の稀なる所にて尊むべき事なるが願はくは世代中にて其規模たる事
 を承りたし
 答天穗日命は天照大御神の第二の御子にて神孫と稱せられまし、はぎの神
 なる故に大さ功績を立てて遂に大國主大神の祭主となれりこの時熊野櫛御氣
 野命より燧白燧杵と授かりて神火を食して常に潔敬を異にす是國造職とな
 るにハ神火相續する事の緣由なりさる故に神火相續の神式は櫛御食野命の
 鎮坐す意宇郡熊野神社にて行ふ事ありしと中世已來同郡神魂神社にて其式
 を行へどもその翌年は熊野神社に参向して神式を行ふ例規なり源賴朝の文

書に該社を日本火出初神社とあるもこの謂によれるなりさて其御子天夷
 鳥命も父神と共に功績を立給ひやがて祭主の職を受つがれしより世々に傳
 へて八十代の久しきに至るまで連綿として仕へぬるなり然れば大社の祭祀
 のみならず出雲の國內の神事を掌りし事は日本紀纂疏に天穗日命者出雲
 臣之上祖主國內諸神之祭者自三代權輿也とみね齋祀にも出雲國造者兼
 祭天神地祇之神職也雲州諸社之祠官等者國造祭事之代官也とあるが如くに
 て此外遠國にも神事を掌りし神社ありつるありさてかく祭主となりては神
 事のみならず國內の諸事をも兼治められしが國造といふ稱の初めてみねた
 るは國造本紀に出雲國造瑞籬朝以天穗日命十一世孫宇迦都久怒定賜國造一
 とありて瑞籬朝とは崇神天皇の御代にて此天皇の六十年に事故ありて大神
 の祭祀を懈怠せしを勅して祭らしめ給ふ由日本紀にみねたるハ國造本紀に
 宇迦都久怒を國造に定め給ふとあると同時なるべしかくて康永二年に兩家
 と立別れて兄孝宗は國造千家と稱し弟貞孝は國造北嶋といひて是兩國造の

起元なり此後は大社の祭事を分掌して正月は千家の持月二月は北島の持月
 と月を分ちて其神事に仕へしを明治二年三月二日千家惣澄北島全孝共に從
 五位下に叙せられ同月四日には從四位下に推敍ありて天顔を拜し和錦二卷
 つ、を賜へり同年四月神祇官更に兩國造と命じて大社の祭式を主とらしめ
 千家をして當職中上座たるべき旨を命ぜらる然るに同四年四月神社御改正
 にて位記返上すべき旨を達せられしが同年十二月華族に列せられて更に從
 五位に叙せらる翌五年正月には兩國造の職務を免され余をして大宮司に任
 せられたり是神代已來祭事を主れる上の變遷なる概略なり抑國造は國々に
 ありつれども朝廷の任式の嚴重あるは出雲と紀伊の國造に限る事にて其中
 にも特に出雲國造の重く扱はれし事は貞觀儀式に詳なる式を載られたるに
 て明らけきと加之神賀詞奏上といふ事ありて此は天皇の御代始または格別
 の吉事ありし時より行はれし儀式にて其趣意は天神の勅もて天穗日命を祭主
 と定め給ひしに起りて寶祚の永昌と祝するはいふも更にて今も御位に即か

せ給ふは大國主大神の天下を譲り給ひし故事に因て御讓の吉詞を奉らせ給
 ふなれば或人の説は神賀詞とは神依詞にて天神の天下を譲りたまへるに因
 りといへりされば此奏事は天穗日命より次々に仕へ奉りけむを書に見え
 たる始元正天皇の靈龜二年二月國造果安の奏せられしにて其後は廣嶋弟
 山益方國上國成人長旅人豐持等の仕へられて其式の延喜式に載せられたれ
 ば其頃までは行はれしなるべきをが、る重き儀式の廢れぬるはいと歎うハ
 しき事にて復古あらまほしく思ふあり又名高く人の知れる野見宿禰は天穗
 日命の裔係にて我家より出たる人なるが世人は垂仁天皇七年に當麻の騾速
 といふ大力ある者と力競べして勝たれつる勇力をのみ稱賛して此宿禰の大
 功のある所を知らざる者多し其次第は騾速に勝たれし勇力を垂仁天皇には
 甚く賞し給ひて領地をも賜ひて都に留めて侍臣の列に加へたまひしを當時
 の風俗に天后后妃皇族の御葬にハ殉死とて近臣を生かから擴穴内に埋めら
 る、事ありしを三十二年皇后日葉酢媛命の薨給ひし時天皇の仰せに從死の

道は不可なるを知れ、今度の葬はいかにしてかよけむと群臣に問はせ給へば、野見宿禰は建議して云はく、生人を埋むるは不可なり、後世に傳ふべからず、今便事を議りて奏せむとて出雲國より土部百人を喚上せて、墳を以て人馬種々の物の形を造りて、獻じて自今以後是土物をもて生人に易へて、陵墓に樹て後葉の法とせむと奏せられしに、天皇大に喜び給ひて、汝の贖する所朕心に合へり、とて遂に命を下して、今より後この土物を用ゐて人を傷りそと定め給へり、かくて厚く野見宿禰の功を賞めて、土部職に任じ、鍛地を賜ひ、本姓出雲を改めて土師臣となし給へり、此間に因て土部連、天皇の葬儀を主とし、事日本紀にみへたり、然れ、野見宿禰の諱より、幾多の人を傷ふ事を止められし、善功の後葉に永く傳へて仰くべき事なるを、積善の家には餘慶ありといふ如く、果して此裔孫は菅原秋篠大江の諸氏と、瀬原に榮ゆ、天満宮と崇敬する道、眞公も此裔なる事を知るべし、猶委しく、千家系譜、風朝館問答をみて、明らかなり。

問 御靈驗を蒙りし話を一二御示しを願ひたし

答 天下經營の大功德ありて、幽冥の大主宰とます故に、生前死後の別なく、其靈徳と蒙らざる事なし、され、目前の小事は見易く、永遠の大事は知り難きは、人の常なれば、近きより遠きに及ぶが如く、小をわけて大を悟らしむるも、緊要の事なり、さる故に、御功德の大なるは、前條に略申し述べたるを、御靈驗を蒙りし事は、神恩記を見て知るべし、され、神恩記に、しるせる所、大神の大神たる所の御靈驗なり、と一途に開きては、實に小さき事なれを、思ひ誤らざる様に見るべきあり。

出雲大社に鎮坐す大國主大神は天下を經營し給ひ幽冥の大主宰とた、せ給へむ此大地に生とし生ける者はいづれか恩徳を蒙らざるべき然れを其恩徳に報い奉るべきは人の緊要なる務なるを徒に思ひすぐるもあるをこゝに教會の信者の神徳のゆるよしを問ますとす折々に我千家大歌正の答給ひし事を佐々木吉川の二氏傍に聞きつゝ、記されつるが如此一冊となりければ同じくは世に公にして廣く講社に頒ちなば諸友の望にも適ふべしと相譏りてものしつるになむされど此は其概略を示し給へるが上に猶聞きもらし記し落しつるも多かりぬべければ此をもて大神の神徳を盡せりとぞ思ひそ唯廣大なる恩徳の一端をしるべき裨益となすべくこそ

明治十二年九月

權小講義島多豆夫

正誤

- 一丁 八行神代記ハ紀ノ誤
- 二丁 十二行其地ハ其地をノ誤
- 三丁 十二行其地ハ其地をノ誤
- 四丁 六行ハ之をハより之をノ誤
- 四丁 八行矛ハ矛ノ誤
- 五丁 六行總ハ總ノ誤
- 六丁 二行隱ハ隱ノ誤
- 六丁 五行ハ名ハ名ノ誤
- 六丁 七行六ハ六ノ誤
- 七丁 九行連ハ連ノ誤
- 八丁 二行大下ハ天下ノ誤
- 八丁 五行御殿ハ御殿ノ誤
- 八丁 七行會ハ會ノ誤
- 八丁 十行夢ハ夢ノ誤
- 九丁 七行太初ハ太初ノ誤
- 十一丁 六行誠ハ誠ノ誤
- 十一丁 十三行同ハ同ノ誤
- 十二丁 三行那ハ郡ノ誤
- 十二丁 四行和ハ和ノ誤
- 十二丁 六行主ハ主ノ誤
- 十二丁 八行殊ハ殊ノ誤
- 十二丁 十三行御名をハ御名とノ誤
- 十二丁 十行尊ハ尊ノ誤
- 十二丁 十三行宗像ハ宗像ノ誤
- 十三丁 三行至ハ至ノ誤
- 十三丁 三行更ハ更ノ誤
- 十三丁 十三行築紫ハ筑紫ノ誤
- 十四丁 二行せしノ下ハ下ノ誤
- 十七丁 九行負ハ負ノ誤
- 十八丁 一行二丈ハ二丈ノ誤
- 十九丁 十行懼ハ懼ノ誤
- 廿二丁 五行大后ハ大后ノ誤
- 廿二丁 十行三社ハ三社ノ誤
- 廿三丁 三行至ハ至ノ誤
- 廿三丁 十二行築紫ハ筑紫ノ誤
- 廿四丁 五行余那那伎位那那美ハ伊那那伎伊那那美ノ誤
- 廿四丁 十行惡心ハ惡心ノ誤
- 廿五丁 八行氏社ハ氏社ノ誤
- 廿五丁 十行氏社ハ氏社ノ誤
- 廿七丁 二行天穂ハ天穂ノ誤
- 廿七丁 七行倣ハ倣ノ誤
- 廿七丁 七行時ノ下ハ下ノ誤
- 廿八丁 十三行願座ハ鎮座ノ誤
- 廿九丁 十一行宏造ハ宏造ノ誤
- 卅一丁 四行あるハあるハノ誤
- 卅一丁 一行三歳ハ三歳ノ誤
- 卅三丁 九行和ハ和ノ誤
- 卅三丁 十行撥ハ撥ノ誤
- 卅三丁 十二行天穂ハ天穂ノ誤
- 卅七丁 一行をこるハこるノ誤
- 卅九丁 十行つハつノ誤
- 四十六丁 五行只尊ハ只尊ノ誤
- 四十六丁 五行後葉ハ後世ノ誤
- 四十八丁 十行積小講義ハ積小講義ノ誤

出雲大社に鎮坐す大國主大神は天下と經營し給ひ幽冥の大主宰とた、せ給へむ此大地に生とし生ける者はいづれか恩徳を蒙らざるべき然れを其恩徳に報い奉るべきは人の緊要なる務なるを徒に思ひすぐるもあるをこ、に放會の信者の神徳のゆるよしを問ふとす折々に我千家大教正の答給ひし事を佐々木吉川の二氏傍に聞きつ、記されつるが如此一冊となりければ同じくは世に公にして廣く講社に頒ちなば諸友の望にも適ふべしと相譲りてものしつるになむされど此は其概略を示し給へるが上に猶聞きもらし記し落じつるも多かりぬべければ此をもて大神の神徳を盡せりとと思ひを唯廣大なる恩徳の一端をしるべき裨益となすべくころ

明治十二年九月

權小講義島多豆夫

正誤

- 一丁 八行神代記ハ紀ノ誤 三丁 十二行其地ハ其地をノ誤
- 四丁 六行ふり之をハより之をノ誤 四丁 八行予ハ予ノ誤
- 五丁 六行總ハ總ノ誤 六丁 二行隱ハ隱ノ誤
- 六丁 五行いふ名ハいふ名ノ誤 六丁 七行夫ハ夫ノ誤
- 七丁 九行連ハ連ノ誤 八丁 二行天下ハ天下ノ誤
- 八丁 五行御殿ハ御殿ノ誤 八丁 七行會ハ會ノ誤
- 八丁 十行夢ハ夢ノ誤 九丁 七行太初ハ太初ノ誤
- 十一丁 六行誠ハ誠ノ誤 十一丁 十三行同ハ同ノ誤
- 十二丁 三行那ハ郡ノ誤 十二丁 四行和ハ和ノ誤
- 十二丁 六行主ハ主ノ誤 十二丁 八行殊ハ殊ノ誤
- 十二丁 十行尊ハ尊ノ誤 十二丁 十三行御名をハ御名をノ誤
- 十四丁 二行せしノ下ハ下ノ誤 十七丁 九行負ハ負ノ誤
- 十八丁 一行二丈ハ二丈ノ誤 十九丁 十行櫛ハ櫛ノ誤
- 廿二丁 五行太后ハ太后ノ誤 廿二丁 十行三社ハ三社ノ誤
- 廿二丁 十三行嫡妻ハ嫡妻ノ誤 廿三丁 三行更ハ更ノ誤
- 廿三丁 三行至ハ至ノ誤 廿三丁 十二行築紫ハ築紫ノ誤
- 廿四丁 五行余邪那伎位邪那美ハ伊邪那伎伊邪那美ノ誤
- 廿四丁 十行惡心ハ惡心ノ誤 廿五丁 八行氏社ハ氏社ノ誤
- 廿五丁 十行氏社ハ氏社ノ誤 廿七丁 二行天穂ハ天穂ノ誤
- 廿七丁 七行倣ハ倣ノ誤 廿七丁 七行時ノ下ハ下ノ誤
- 廿八丁 十三行願座ハ願座ノ誤 廿九丁 十二行宏造ハ宏造ノ誤
- 卅一丁 四行あるガハあるハノ誤 卅三丁 一行三歳ハ三歳ノ誤
- 卅三丁 九行和ハ和ノ誤 卅三丁 十行檢ハ檢ノ誤
- 卅三丁 十二行天穂ハ天穂ノ誤 卅七丁 一行をこるハおこるノ誤
- 卅八丁 十二行十二年ハ十一年ノ誤 卅九丁 十行つハつノ誤
- 四十四丁 五行只專ハ只管ノ誤 四十六丁 五行後葉ハ後世ノ誤
- 四十六丁 十行後葉ハ後世ノ誤 四十八丁 十行權小講義ハ權少講義ノ誤

出雲大社に鎮坐す大國主大神は天下と經營し給ひ幽冥の大主宰とた、せ給へむ此大地に生とし生ける者はいづれか恩徳を蒙らざるべき然れど其恩徳に報い奉るべきは人の緊要なる務なるを徒に思ひすぐるもあるをこ、に教會の信者の神徳のゆるよしを問ますとす折々に我千家大教正の答給ひし事を佐々木吉川の二氏傍に聞きつ、記されつるが如此一冊となりければ同じくは世に公にして廣く諸社に頒ちなば諸友の望にも適ふべしと相譲りてものじつるになむされど此は其概略を示し給へるが上に猶聞きもらし記し落ぶつるも多かりぬべければ此をもて大神の神徳を盡せりとと思ひそ唯廣大なる恩徳の一端をしるべき裨益となすべくこそ

明治十二年九月

權小講義島多豆夫

正誤

- 一丁 八行神代記ハ紀ノ誤 三丁 十二行其地ハ其地をノ誤
- 四丁 六行ヨリ之をハヨリ之をノ誤 四丁 八行ヲハ手ノ誤
- 五丁 六行總ハ總ノ誤 六丁 二行隱ハ隱ノ誤
- 六丁 五行ハ名ハハ名ノ誤 六丁 七行宋ハ宋ノ誤
- 七丁 九行建ハ建ノ誤 八丁 二行大下ハ天下ノ誤
- 八丁 五行御殿ハ御殿ノ誤 八丁 七行會ハ會ノ誤
- 八丁 十行夢ハ夢ノ誤 九丁 七行太初ハ太初ノ誤
- 十二丁 六行誠ハ誠ノ誤 十二丁 十三行同ハ同ノ誤
- 十二丁 三行那ハ郡ノ誤 十二丁 四行和ハ和ノ誤
- 十二丁 六行主ハ主ノ誤 十二丁 八行殊ハ殊ノ誤
- 十三丁 十行尊ハ尊ノ誤 十二丁 十三行御名をハ御名をノ誤
- 十四丁 二行せしノ下ハ下ノ誤 十七丁 九行負ハ負ノ誤
- 十八丁 一行二丈ハ二丈ノ誤 十九丁 十行惱ハ惱ノ誤
- 廿二丁 五行大后ハ大后ノ誤 廿二丁 十行三社ハ三社ノ誤
- 廿二丁 十三行嫡妻ハ嫡妻ノ誤 廿三丁 三行更ハ更ノ誤
- 廿三丁 三行至ハ至ノ誤 廿三丁 十二行鏡紫ハ鏡紫ノ誤
- 廿三丁 十三行宗係ハ宗係ノ誤 廿四丁 五行余邪那位邪那美ハ伊邪那伊邪那美ノ誤
- 廿四丁 五行余邪那位邪那美ハ伊邪那伊邪那美ノ誤 廿五丁 八行氏社ハ氏社ノ誤
- 廿四丁 十行惡心ハ惡心ノ誤 廿七丁 二行天穂ハ天穂ノ誤
- 廿五丁 十行氏社ハ氏社ノ誤 廿七丁 七行倣ハ倣ノ誤
- 廿七丁 七行倣ハ倣ノ誤 廿七丁 七行時ノ下ハ下ノ誤
- 廿八丁 十三行頓座ハ頓座ノ誤 廿九丁 十一行宏造ハ宏造ノ誤
- 卅一丁 四行あるガハあるハノ誤 卅三丁 一行三歳ハ三歳ノ誤
- 卅三丁 九行和ハ和ノ誤 卅三丁 十行權ハ權ノ誤
- 卅三丁 十二行天穂ハ天穂ノ誤 卅七丁 一行をこるハおこるノ誤
- 卅八丁 十二行十二年ハ十一年ノ誤 卅九丁 十行ハハノ誤
- 四十丁 五行只尊ハ只尊ノ誤 四十六丁 五行後葉ハ後世ノ誤
- 四十六丁 十行後葉ハ後世ノ誤 四十八丁 十行權小講義ハ權小講義ノ誤

剛修

靈社ハ明治十九年千家の南の門前ある本院建築地内ヲ移轉して從來の建物より一層美麗を加へたり
大祭ハ明治十九年より五月十四日ハ改められたり

12
14

明治十二年九月五日出版御屋
同二十一年二月廿七日再版御届
同二十一年三月再版刻成

編集人

島根縣士族

佐々木幸見

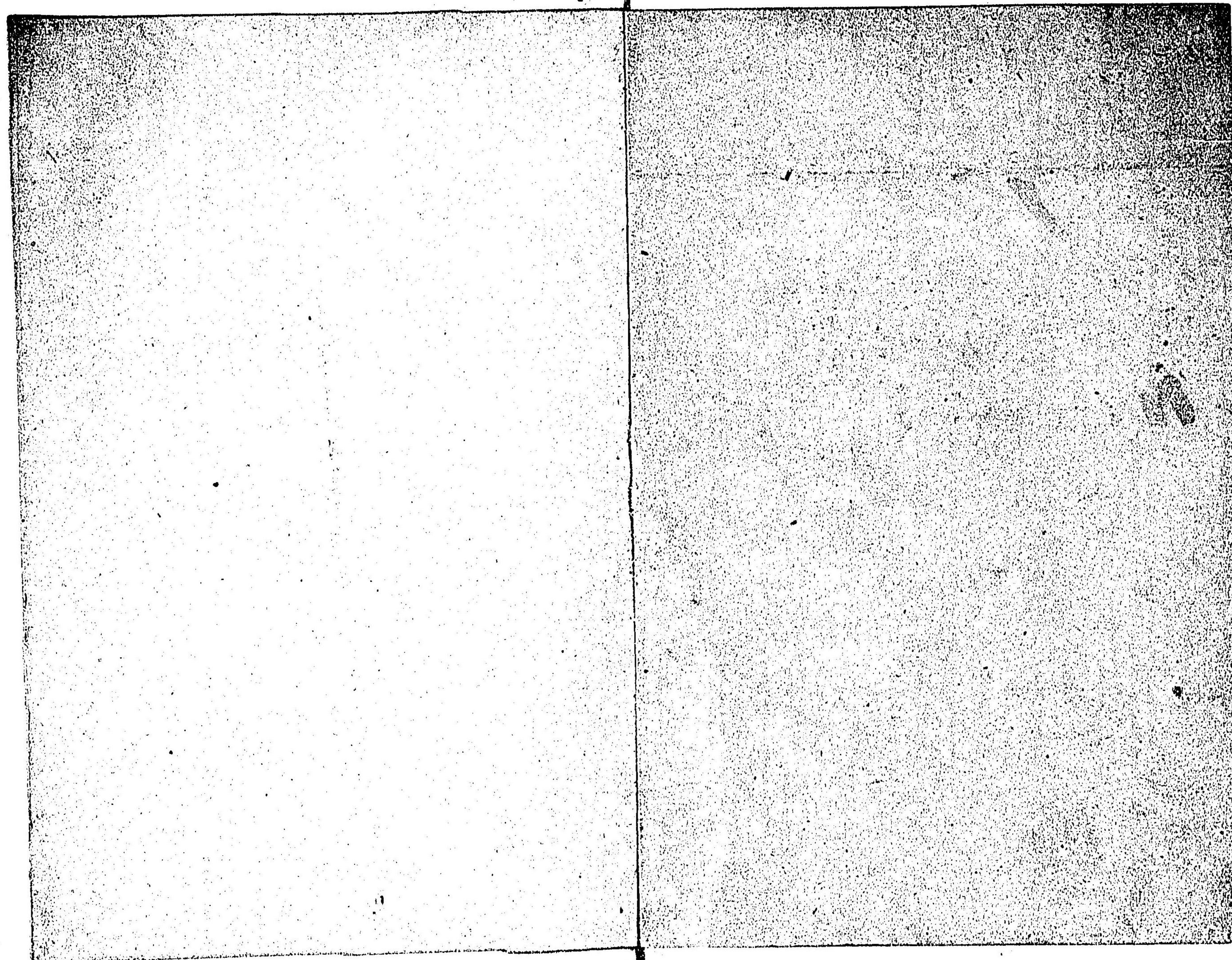
出雲國神門郡杵築
東村八十二番地

同 縣平民

編集人兼
發行者

吉川健五郎

同國同郡同村七百
五十一番地



19
149

[Redacted]